

平成15年度各会計決算の認定

決算特別委員会を設置し集中審査

12月定例会初日に議決する予定です

第三回定例会最終日の九月二十七日（月）に、市長から平成十五年の各会計決算の認定議案が提出されました。決算議案が最終日に提案されたのは、予算編成時期までに審査を行い、審査の中で出た委員からの意見等を新年度予算に反映するためです。決算議案は、九人の委員で構成する決算特別委員会を設置し付託するとともに、閉会

Table with 2 columns: Position (委員長, 副委員長, 委員) and Name (青木 央, 山和 也, etc.)

中の継続審査としました。決算特別委員会の正副委員長および委員の構成は右表のとおりです。また、同日の定例会閉会後に開いた委員会で、収入役から平成十五年の決算概要の説明を受け、議員側からは、決算審査に必要な資料を請求しました。委員会は、決算内容を精査するための期間を設け、十月十二日（火）から十四日（木）までの三日間精力的に審査を行いました。また、十日には討論を行い、賛否両方の意見がありました。

平成15年度各会計別歳入歳出決算額（財産区会計を除く）

Table with 5 columns: Division (区分), Income (歳入), and Expense (歳出), each with absolute amount and percentage change.

平成十五年の決算概要の説明を受け、議員側からは、決算審査に必要な資料を請求しました。委員会は、決算内容を精査するための期間を設け、十月十二日（火）から十四日（木）までの三日間精力的に審査を行いました。また、十日には討論を行い、賛否両方の意見がありました。

人事案件

九月二十七日（月）の本会議で、市長から教育委員会委員の任命議案の提出があり、同意しました。新委員を紹介（敬称略）

教育委員会委員（任期・四年）

- ▽白川 蓉子（しらかわ ようこ） 翠ヶ丘町二〇一六
▽植田 勝博（うへだ かつひろ） 潮見町二四一一〇

可決した意見書

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育は、国民として必要な基本的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。義務教育費国庫負担制度は、国による最低保障の制度として、義務教育水準を確保するために不可欠の制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。この間、義務教育費にかかる経費負担のあり方について各関係機関で検討が行われているが、財政論のみに偏ることなく、教育論として今後の義務教育のあり方を見据え、国の役割を定めて慎重に検討される必要がある。よって政府におかれては、今後も国の責任において、すべての子供が全国どの地域に住んでいても一定水準の教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会

提出先 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

郵政民営化に関する意見書

先ごろ政府は、郵政事業の民営化に関する基本方針を閣議決定したところであり、来年の通常国会提出に向けて、平成19年4月から郵政事業を民営化するための法案化作業に着手したところである。しかしながら、我が国の郵政事業は、全国で約2万4,700カ所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、都市部をはじめ山間僻地や過疎地にまで広く公平なサービスを提供するとともに、住民票・印鑑証明書の交付等、行政のワンストップサービスの取り扱いを行っている郵便局もあるなど、住民生活の利便の向上と地域社会の発展に大きく寄与しているところである。よって、国におかれては、今後の郵政事業の展開を検討するに当たっては、郵政事業が地域において果たしている公共的・社会的役割の重要性にかんがみ、これからも地域の要請にこたえるサービスの充実と利便性の確保、とりわけ利用者の立場に立った最善の方策など、諸機能の発揮が十分なされる方向で検討されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

芦屋市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、金融担当大臣

付議事件の審議結果

※議案番号欄「議提」とあるのは、議員提出議案。

Table with 4 columns: Case No., Title, Result, and Remarks.

陳情の委員会審査結果

※委員会審査の結果、採択・不採択の結論を得たものを掲載しています。

Table with 4 columns: Case No., Title, Committee, and Result.

芦屋市ホームページの「市議会コーナー」で議会での議案・請願等の審議結果を公開します

市議会では、より開かれた議会を目指して議会改革に取り組んでいますが、その一環として、本年9月定例会から、本会議で審議を行った議案、請願の審議結果及び各常任委員会で審査を行った陳情の審査結果をインターネットを通じて公開します。芦屋市のホームページ「市議会コーナー」の中から、議案・請願の審議結果及び陳情の審査結果を選んでごらんください。これまで、付議事件の審議結果は、市議会だよりでお知らせしていましたが、本年6月に、請願・陳情取扱要綱を

制定し、請願・陳情の取り扱いが大きく変わりましたので、これを機にホームページでも公開することにしました。今回の改正で、大きく変わったのは、①請願人が請願趣旨について口頭説明を行えるようにしたこと、②請願の項目のうち、部分的に採択することができるようにしたこと、③陳情も委員会で審査を行うようにしたこと、の3点です。特に、陳情（嘆願書、要望書、声明書、決議の類で議長が必要と認めるものを含む）は、これまで議会運営委員会を通じて各議員に参考配布するにとどめていましたが、所管

の常任委員会等で審査を行うことにしたものです。本会議で議会全体の意思として結論を出す請願に対して、陳情は所管の委員会で結果を出すことにしています。また、陳情は請願と違って継続審査（次の定例会まで継続して審査を行うこと）を行いませんので、①採択（趣旨が妥当と認められるもの）、②不採択（趣旨が妥当と認められないもの）、③結論を得ず（採択・不採択の結論が得られないもの）、④審査不要（すでに願意が達せられているもの）の4つの中から結果を出すことになります。陳情については、審査結果のうち、採択・不採択の結論を得たものを議会だよりで掲載します。また、インターネットではすべての結果を閲覧することができます。